

「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理(第2版)」に対する意見

平成 23 年 9 月 14 日
全国市長会 行政委員会委員長
新見市長 石垣正夫

「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理(第2版)」について、本会として、現時点の意見を次のとおり提出するので、真摯に対処されたい。

記

1. 地方公共団体に対する審理官制度、審査請求人の補助体制の整備については、審理官の設置に関し、①条例に基づく任意の選択をすることができる地方公共団体の範囲に特段の制約を設けない方策、②条例に基づく任意の選択をすることができる地方公共団体の範囲から都道府県を除き、市町村に限定する方策(指定都市の扱いについては更に検討)、③条例に基づく任意の選択を認めず審理官を置くとする方策等が今後の検討事項とされているが、平成23年2月17日の地方ヒヤリングでも申し上げたとおり、都市の規模や不服申立の実績等は多様であり、一定の線引きで区分することは適切ではないことから、都市自治体は、自らの判断で選択できる制度とされたいこと。

また、審理官の共同設置や都道府県への委託については、現行地方自治法で可能であるので、これらの方法を採用するか否かについても、都市自治体の判断によることとされたいこと。

なお、審理官を設置しないとする都市自治体の審査請求について、都道府県の審理官が補完とする方策は、地方分権・地域主権改革の理念から、極めて慎重に検討すべきである。

2. 個別法により第三者的裁決機関等が置かれている場合においては、これらの機関を活用することの方が、より中立・公正で、住民の信頼も得やすいと考えるので、こうした機関を活用することとされたいこと。

3. 地方公共団体の処分について、国や都道府県知事が不服申立先とされているものについては、地方分権・地域主権改革の観点から、不適當であるので、是正されたいこと。

4. 地方における新たな仕組みの検討については、市町村では、常に住民と接しながら行政を行っており、現在、多くの市町村では、総合案内窓口を開設し、住民からの相談や届け出をワンストップで広く受け付けられるようにする等、迅速な対応をするための様々な工夫をしている。

このことは、“地域のことは地域に”の地方分権・地域主権改革の観点からも地方の創意工夫に任されたいこと。

5. 行政不服申立制度の改革の内容は、地方に極めて重要な影響を及ぼすものであるので、特に、制度化に当たっては、国と地方の協議の場等において地方の意見を十分踏まえたものとされたいこと。